

児童扶養手当が父子家庭も支給対象に

平成22年8月から児童扶養手当の支給対象が拡大され、これまでの、母子家庭の母、または母に代わって児童を養育する養育者に加え、次の①～⑧のいずれかに該当する18歳に到達以後最初の3月31日までの児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を監護し、かつ生計を同じくしている父、または父に代わって児童を養育する養育者も対象となります（いずれの場合も国籍は問いません）。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②母が死亡した児童
- ③母が法令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④母の生死が明らかでない児童
- ⑤母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するか明らかでない児童

所得が一定以上ある場合や児童が児童福祉施設などに入所している場合などは支給されません。
手当額（月額） 前年の所得額に応じて決定します。

対象児童が1人	全額支給	41,720円	一部支給	41,710円～9,850円
---------	------	---------	------	----------------

児童が2人のときは5,000円、3人目以降は1人増えるごとに3,000円が加算されます。

申請方法 支援課支援第1係（区役所2階29番窓口）にお問い合わせください。

☎ 支援課 ☎371-7218

下京みゅーじあむ



「よつぎさんの山門」（木版画）
小林 彰三さん（稚松）の作品

写真、絵、書、短歌・俳句などを募集しています。区民の皆様のお寄せください。
写真 四つ切以下の作品
絵 はがきの裏面に描いたものも可
書 半紙以下の作品
短歌・俳句 作品にはふりがなをふってください
注意事項 掲載された方に、記念品を差し上げます。作品は下京区民による自作の未発表作品に限り、原則として返却しません。
応募方法 住所・氏名・電話番号・年齢を記入した紙を作品に添付のうえ、〒600-8588 下京区役所総務課「下京みゅーじあむ」係（☎371-7164、FAX351-4439）まで。



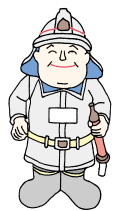
昨年のスクールの様子

わんぱくキッズたへものスクール
 たへものゲームやクッキングがめがけ体験を通して見て触れて味わって、親子で楽しめたへもの体験をしてみませんか？
 ご参加お待ちしております。

●体で感じよういしきみーつけた（カミカミ）ににこたへものゲーム
 日時 8月4日（水）
 午後1時30分～
 定員 親子12組
 費用 無料
 ●やりたいノできた！はじめてクッキング

日時 8月6日（金）
 午前10時30分～
 定員 親子12組
 費用 1組1,000円
場所 下京保健センター
対象 区内に在住の就学前の5～6歳児とその保護者
 持ち物 エプロン、タオル、上履き、三角巾（バンダナなど）
 申込み 7月15日（木）から
 電話にて受付（先着順）
 ☎健康づくり推進課成人保健・医療担当 ☎371-7292

けすぞう君の防災 Q&A 熱中症には気をつけよう！



こんにちは、けすぞう君です。今回は、急に暑くなる6月から10月にかけて起こりやすい熱中症についてお話しします。

Q 熱中症とは？

A 周りの高い温度に体が対応できず、体温の急激な上昇や、発汗による脱水症状により、体に異常をきたすことです。

Q どんな症状が発生するの？

A 大きく分けて、「熱けいれん」、「熱疲労」、「熱射病」に分類されます。

熱けいれんとは、大量の発汗後に水分だけを補給して、塩分やミネラルが不足した場合に発症します。手足や腹筋などが痛みを伴いけいれんが生じるもので、程度は軽症です。

熱疲労とは、大量の発汗により水分や塩分の補給が追いつかず、脱水症状、さらに高体温となります。めまい、吐き気、虚脱感などが生じます。

熱射病とは、体温上昇により中枢神経に異常をきたし、体温調節機能が失われます。意識障害、ショック症状、臓器障害などが生じるもので、程度は重症です。

Q 予防するにはどうすればいいの？

A ①炎天下や非常に暑い場所での長時間の作業やスポーツは避けましょう。

- ②スポーツドリンクなどの塩分を含んだ飲み物をこまめに補給しましょう。
- ③外出時は帽子をかぶるなど、直射日光を避け、軽装で通気性の良いものにししましょう。



Q 発症した場合はどうすればいいの？

A ①木陰などの涼しい場所に移動し、衣服を緩め、横たわって休めます。
 ②冷たいタオルやジュースなどを脇の下や足の付け根にあて、体を冷やします。

③重症と思われる場合は、救急車を呼び速やかに医療機関で受診しましょう。

【普通救命講習の御案内】

日時 7月25日（日）、8月28日（土）
 両日とも午後1時30分～4時30分

場所 下京消防署4階講堂
 詳しくは、お問い合わせください。

もう付けましたか？ 住宅用火災警報器
 今お住まいの住宅には、平成23年5月31日までに設置が必要です。

☎ 下京消防署 ☎361-4411

夏の交通事故防止市民運動 7月21日～8月20日

京の夏 マナーとゆとりで 事故はなし

中学校で一番受けたい授業!!
七条寺子屋

七条中学校では、日常的に行われている授業や外部講師による講座を地域の皆さんに公開し、生徒とともに受講していただく「七条寺子屋」を開催しています。
 8月は、技術科で北山杉を使って小物を作ります。日時・申込方法を詳しくは、七条中学校にお問い合わせください。

七条中学校 〒600-8893 下京区西七条御領町32 ☎313-0972

ご参加をお持ちしています

「精神保健福祉相談」時間変更のお知らせ
 7月の第3、4火曜日の相談時間が通常と異なりしますのでご注意ください。
 7月20日 午後3時～4時30分
 7月27日 午後1時30分～3時
 ☎健康づくり推進課母子・精神保健担当 ☎371-7296

安心安全の まちかど ひったくり「非常事態～！」
ひったくりの被害を防ぐには～

自転車の前かごに「防犯ネット」を / 後ろから来るバイク・自転車に注意 / バックは「たすき掛け」にして持つ / 歩くとき、バックは車道と反対側に / 歩きながらの携帯電話・要注意 /



☎ 下京区生活安全推進協議会 ☎371-7170
 七条警察署生活安全課 ☎342-0110〈代表〉